

令和2年12月8日

行 動 計 画 (第 四 回)

一般社団法人四国クリエイト協会

職員が仕事と生活との調和を図り、働きやすい雇用環境をすることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日から令和7年3月31日までの4年3月間

2. 内 容

目標1. 所定外労働を削減するため、「ノー残業デー」を設定し、実施する。

<対 策>

- ・令和3年1月 当会のイントラネット等を活用して周知徹底を図る。
- ・令和3年2月 管理職会議を開催し、趣旨の徹底を図る。

目標2. 育児・介護休業、所定外労働の免除、時間外勤務等の制限、育児短時間勤務及び子の看護休暇・介護休暇等、育児・介護休業法に基づく諸制度の周知徹底を図る。

<対 策>

- ・令和3年1月 就業規則等を再度周知徹底を図る。
- ・令和3年2月 管理職会議を開催し、再度の趣旨の徹底を図る。

目標3. 計画期間中、年次有給休暇の取得率を付与日数の60パーセント以上となるよう、取得の促進を図る。

<対 策>

- ・令和3年1月 年次有給休暇の計画的取得を実行するよう周知徹底を図る。
- ・令和3年6月 夏期期間については、年次有給休暇取得計画を作成する等して休暇取得の促進を図る。